

“現金送れ” は **全て詐欺** ですよ !!

○ 「特殊詐欺」とは、
面識のない不特定の被害者
に対し、**直接対面することな
く**、電話や郵便物などを利用
し、言葉巧みに相手を騙して
現金を振り込ませるなどして
騙し取る手口の詐欺を言いま
す。



○ 宅配便やレターパック、
ゆうパックで現金を送る
ことはできません。
金融商品取扱業者が現
金を送るよう求めること
もありません。
「現金を送れ」という
電話は全て詐欺です。

《最近の新たな手口》

代表的なものでは「振り込め詐欺」がありますが、最近では電話やパンフレットで「株券」「社債」「外国通貨」などの購入を持ちかけ、お金を口座に振り込ませる手口や「震災に乗じた投資話」「水源地の権利購入」「温泉付き有料老人ホームの利用権」などを口実とした新たな手口も出てきています。

これらの手口は、カラー印刷の立派なパンフレットが届き、「契約を勧める業者」「必ず儲かるとあおる業者」「後日、高値で買い取りを約束する業者」など複数の業者が次々に電話をかけ、それぞれの役割りを果たして行われています。

《うまい儲け話には注意》

業者のうまい儲け話に乗せられて、安易に契約してしまうと、実際は倒産寸前の会社の株券を購入させられたり、為替レートの何十倍の価格で外国通貨を購入していたという場合が少なくありません。また、お金を振り込んだ後に買い取りを約束した業者と連絡が取れなくなるケースも見られます。

こうした手口の「特殊詐欺」は、実際に有価証券や外国通貨の取り引きが行われたりすることがありますので、詐欺罪が成立するかどうか判断が際どいものが多いという特徴があります。

「必ず儲かる」話を他人に教えたりするでしょうか。

このような勧誘を受けたとき、よく分からないときは、最寄りの警察か消費生活相談窓口まで相談・通報をしてください。